○豊中市伊丹市クリーンランド自動車駐車場管 理規則

制定 令和2年2月28日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、駐車場(豊中市伊丹市クリーンランド自動車駐車場使用料条例(令和元年組合条例第4号)第1条に規定する駐車場をいう。以下同じ。)の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車することができない日)

第2条 駐車することができない日は、豊中市伊丹市クリーンランドの休日を 定める条例(平成18年組合条例第5号)第1条第1項第3号に掲げる日、1月 1日及び管理者が別に定める日とする。

(入場時間及び出場時間)

- 第3条 クリーンランド第一駐車場における自動車の入場時間は、午前7時から午後5時までとし、出場時間は、午前7時から午後7時までとする。
- 2 クリーンランド第二駐車場における自動車の入場時間及び出場時間は、それ ぞれ午前9時から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、入場 時間及び出場時間を変更することができる。

(利用の手続)

- **第4条** 駐車場を利用する者は、入場の際に駐車券の交付を受け、当該駐車券の交付をもって、駐車場の利用の申請及び承認があったものとみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、クリーンランド第二駐車場を利用しようとする者は、管理者が別に定める方法により、あらかじめ利用しようとする日時を予約しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により駐車場の利用を予約した者の利用の手続は,第1項の規定 を適用する。

(駐車することができる自動車)

- **第5条** 駐車することができる自動車は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) クリーンランド第一駐車場 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車のうち、長さ5メートル、幅1.9メートル及び高さ2.7メートル以下(それぞれ物品等の積載物等を含む。)のもの
 - (2) クリーンランド第二駐車場 道路交通法施行規則第2条の表に規定する

大型自動車(乗車定員が30人以上のものに限る。),中型自動車(乗車定員が11人以上29人以下のものに限る。)及び普通自動車(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳,精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳,国が定める療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に基づく療育手帳又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療受給者証の交付を受けている者その他管理者がこれらの者に準ずると認める者が運転し、又は同乗しているものに限る。)のうち、長さ12メートル、幅2.5メートル及び高さ3.8メートル以下(それぞれ物品等の積載物等を含む。)のもの

2 前項に規定する自動車以外の自動車については、事前に管理者の承認を受けなければ駐車することができない。

(駐車場への入場制限)

- **第6条** 前条に規定する自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場に入場することができない。
 - (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
 - (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
 - (3) 著しい騒音を発しているとき。
 - (4) 危険物,有害汚染物質,その他安全若しくは衛生を害するおそれのある物を積載しているとき。
 - (5) その他駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(禁止行為)

- 第7条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (2) 駐車場の施設,設備その他の物件又は駐車中の他の自動車を汚損し,又は毀損すること。
 - (3) 火気を使用すること。
 - (4) みだりに騒音を発すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理又は他の利用者に支障があると認められること。

(使用の休止)

第8条 管理者は、特に必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の 使用を休止することができる。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失により、駐車場の施設、設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(施行細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。